

JIS

石油製品－銅板腐食試験方法

JIS K 2513 : 2025

(PAJ)

令和 7 年 12 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 化学・環境技術専門委員会 構成表

| | 氏名 | 所属 |
|-------|---------|--------------------------------------|
| (委員長) | 高 津 章 子 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所 |
| (委員) | 阿 部 明 美 | 一般社団法人日本ゴム工業会 |
| | 上 野 博 子 | 一般財団法人化学物質評価研究機構 |
| | 上 野 祐 子 | 中央大学 |
| | 小 川 修 | 一般社団法人日本塗料工業会 |
| | 加 茂 徹 | 早稲田大学 |
| | 栢 英 則 | 日本プラスチック工業連盟 |
| | 坂ノ上 宗 広 | 石油連盟 |
| | 下 鍋 達 也 | 公益社団法人自動車技術会 |
| | 永 田 淳 | 一般社団法人日本分析機器工業会 |
| | 野 田 浩 二 | 一般社団法人日本化学工業協会 |
| | 花 村 美 保 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会 |
| | 林 英 男 | 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター |
| | 山 田 美佐子 | 一般財団法人日本消費者協会 |

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 31.12.1 改正：令和 7.12.22

官 報 掲 載 日：令和 7.12.22

原 案 作 成 者：石油連盟

(〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-2 経団連会館 TEL 03-5218-2302)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 田辺 新一)

審議専門委員会：化学・環境技術専門委員会 (委員長 高津 章子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

| | ページ |
|------------------------------|-----|
| 序文 | 1 |
| 1 適用範囲 | 1 |
| 2 引用規格 | 1 |
| 3 用語及び定義 | 2 |
| 4 試験の原理 | 2 |
| 5 試薬 | 3 |
| 6 試験器及び器具 | 3 |
| 7 試料の採取方法及び調製方法 | 8 |
| 8 試験の準備 | 8 |
| 9 試験の手順 | 9 |
| 9.1 一般事項 | 9 |
| 9.2 ボンベ法 | 9 |
| 9.3 試験管法 | 9 |
| 10 銅板の判定 | 9 |
| 11 結果の表し方 | 10 |
| 12 試験結果の報告 | 10 |
| 附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表 | 12 |
| 解 説 | 13 |

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、石油連盟（PAJ）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、JIS K 2513:2000 は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

石油製品—銅板腐食試験方法

Petroleum products—Corrosiveness to copper—Copper strip test

序文

この規格は、1998年に第3版として発行されたISO 2160を基とし、国内の実情に合わせるため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書JAに示す。

1 適用範囲

この規格は、JIS K 2258-1又はJIS K 2258-2によって測定した蒸気圧が124 kPa以下の石油製品の銅に対する腐食性を試験する方法について規定する。ただし、芳香族製品、グリース類及び電気絶縁油には適用しない。

この試験方法には、ボンベ法と試験管法とがあり、ボンベ法は、航空ガソリン及び航空タービン燃料油に適用し、試験管法は、それ以外の石油製品に適用する。

警告 1 この規格は、危険な試薬、操作及び試験器を用いることがあるが、安全な使用方法を全てに規定しているわけではないので、この試験方法の使用者は、試験に先立って、適切な安全上及び健康上の禁止事項を決めておかなければならない。

警告 2 ボンベ法で適用範囲外の試料を行う場合は、高い蒸気圧によって試験温度においてボンベに損傷を与えるおそれがないか安全データシート（SDS）を確認するなど試料の性状及び性質を十分理解して安全に配慮する必要がある。

注記 1 芳香族製品の銅板腐食試験方法としてJIS K 2435-1がある。また、グリースの銅板腐食試験方法としてJIS K 2220がある。

注記 2 蒸気圧が124 kPaを超える石油製品（例えば、液化石油ガス）の銅板腐食試験方法としてJIS K 2240がある。また、電気絶縁油の銅板腐食試験方法に関連する方法として、JIS C 2101の腐食性硫黄がある。

注記 3 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 2160:1998, Petroleum products—Corrosiveness to copper—Copper strip test (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項